

原子力発電対策特別委員会について

第 1 回原子力発電対策特別委員会（平成 23 年 7 月 7 日開催）

（1）議事

- ・ 委員長選任（三村青森県知事）
- ・ 副委員長指名（橋本茨城県知事）

（2）我が国の原子力発電等の現況について（説明聴取・質疑）

①我が国における原子力行政について

内閣府 原子力委員会委員長 近藤 駿介

②福島第一原子力発電所事故を受けた国の対応について

経済産業省 原子力安全・保安院 原子力災害特別対策監 深野弘行

（3）今後の対応について

委員道府県へ文書で意見照会を行い、検討テーマ及び進め方について調整する。

（参考）原子力発電関係団体協議会の活動

平成23年度原子力発電関係団体協議会の活動概要

[平成23年4月5、6日]

平成23年東北地方太平洋沖地震に関する緊急要請

【要請者】

三村会長（青森県知事）

【要請先】

内閣官房（枝野官房長官、仙石官房副長官ほか）、内閣府（久木田原子力安全委員会委員長代理ほか）、文部科学省（高木文部科学大臣ほか）、厚生労働省（岡本厚生労働大臣政務官ほか）、農林水産省（田名部農林水産大臣政務官ほか）、経済産業省（松下経済産業副大臣ほか）、国土交通省（小泉国土交通大臣政務官）

【要請内容】

- 1 原子力発電所周辺地域住民をはじめとする被災対策に関すること
- 2 緊急安全対策の実施及び根本的対策に関すること
- 3 原子力防災体制の強化に関すること
- 4 風評被害に関すること
- 5 原子力発電所周辺地域の復興・支援に関すること
- 6 放射線監視施設、原子力防災対策施設の復興に関すること
- 7 原子力安全規制体制の強化に関すること

[平成23年5月31日]

福島第一原子力発電所事故を踏まえた国の対応に関する緊急要請

【要請者】

橋本副会長（茨城県知事）、古川佐賀県知事

【要請先】

海江田経済産業大臣

【要請内容】

- 1 福島第一原子力発電所事故の原因について、現時点で把握している情報を系統的に分析・整理したうえで、全てを速やかに公開し、国が責任を持って、立地及び周辺自治体に示すとともに、国民に説明すること
- 2 原子力安全・保安院では、緊急安全対策は適切に措置されていることを確認したとして、現在運転中の原子力発電所の運転継続及び起動を控えている発電所の運転再開に支障はないとしているが、浜岡原子力発電所についてのみ運転停止要請をしたこととの整合性を含め、安全基準などの判断根拠を、国が責任を持って、立地及び周辺自治体に具体的に示すとともに、国民に説明すること

[平成23年6月8、9日]

原子力発電の安全確保に関する要請

【要請者】

三村会長（青森県知事）

【要請先】

内閣府（久木田原子力安全委員会委員長代理）、文部科学省（笹木文部科学副大臣ほか）、経済産業省（海江田経済産業大臣ほか）、国土交通省（小泉国土交通大臣政務官ほか）ほか

【要請内容】

- 1 事態の収束に関すること
- 2 情報公開及び説明責任に関すること
- 3 被害の復旧、復興に関すること
- 4 損害賠償等に関すること
- 5 風評被害の防止等に関すること
- 6 原子力施設の安全対策に関すること
- 7 原子力防災体制の強化に関すること
- 8 原子力安全規制体制の強化に関すること

[平成23年6月10日]

5月31日及び6月8、9日の要請を踏まえた国（経済産業省、文部科学省）との意見交換（事務レベル）

平成23年6月8日

様

原子力発電の安全確保に 関する要請書

原子力発電関係団体協議会



会長	青森県知事	三村	申吾
副会長	茨城県知事	橋本	昌
	北海道知事	高橋	はるみ
	宮城県知事	村井	嘉浩
	福島県知事	佐藤	雄平
	新潟県知事	泉田	裕彦
	石川県知事	谷本	正憲
	福井県知事	西川	一誠
	静岡県知事	川勝	平太
	島根県知事	溝口	善兵衛
	山口県知事	二井	関成
	愛媛県知事	中村	時広
	佐賀県知事	古川	康
	鹿児島県知事	伊藤	祐一郎

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、国内観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、巨大な津波が発生した。東京電力株式会社福島第一原子力発電所では、原子炉は停止したものの、全交流電源を喪失したことから、冷却機能を維持できず、閉じ込め機能が失われ、大量の放射性物質が放出されるという深刻な事態に至っている。

事故から既に約3か月が経過しているが、未だ収束に至らず、この間、放射性物質が大気中や海洋に放出され、国内外から不安の声が上がっている。また、今回の事故により避難を余儀なくされた地域住民は十万人を越え、避難生活の長期化が不安に拍車をかけている状況にある。

広範囲に放出された放射性物質の影響により、農林水産物等の出荷・摂取制限、水道水の摂取制限、小中学校等における校外活動の制限など、日常生活や産業活動など様々な面で、多くの国民が不自由を強いられているほか、放射性物質による汚染自体は基準値の範囲内であるにもかかわらず、物流、農林水産物等の購買、観光等の需要の落ち込み、工業製品の取引に関する不当な要求、福島県民に対する偏見といった風評被害の問題も顕在化する事態となっている。

このため、原子力発電関係団体協議会では、去る4月及び5月の二度にわたって、国に対して、被災対策・緊急安全対策の早急な実施、徹底した情報公開、安全基準などの判断根拠の国民への説明等について緊急要請を実施した。

しかしながら、福島第一原子力発電所の状況は依然として予断を許さず、国及び事業者においては、引き続き、一刻も早く事態の収拾、被害の復旧、地域の復興、損害の賠償に全力で取り組むとともに、立地地域住民をはじめとした国民全体の不安を払拭するため、全国の原子力施設の安全性に関して、国は、責任をもって国民に示す必要がある。

また、国は、想定される東海地震の切迫を理由に浜岡原子力発電所の全号機停止を要請したが、日本全体及び各地域の電力需給に係る定量的な見通しについても、国が責任を持って国民に示すことが肝要である。

については、4月5日付け及び5月31日付けの緊急要請項目に関して、引き続き全力で取り組むよう強く求めるとともに、原子力災害の収束及び原子力発電の安全確保に関して、国の責任ある対応を求めるため、次のとおり要請する。

1 事態の収束に関すること

- (1) 国は、今回の原子力災害に対処するに当たり、当事者としての自覚を持ち、その本来の責務を全うして、一刻も早く事態の収束を図ること
なお、事態の収束に当たっては、国内外の英知を結集し、様々な知見に耳を傾け、柔軟に対応すること
- (2) 東京電力株式会社が発表した工程表が確実に実行されるよう、国と事業者が一体となって、あらゆる対策を講じるとともに、工程の前倒しに最大限努めること
- (3) 現在も余震が続いていること等から、今後、新たな原子力災害が発生しないよう、原子力発電所の監視を強化するとともに、不測の事態に対応できるように事前措置を講じること

《内閣官房》《経済産業省》《文部科学省》《内閣府》《原子力安全委員会》

2 情報公開及び説明責任に関すること

- (1) 今回の原子力災害に関して、現時点で把握している情報を系統的に分析・整理したうえで、全てを速やかに公開し、関係自治体に対して遅滞なく連絡を行うとともに、指示や連絡に当たっては、いたずらに住民の不安や混乱を招くことのないよう、明確な根拠に基づいた分かりやすい説明を行うこと
- (2) 環境中に放出された放射性物質の影響については、特に国民の関心が高いことから、国は、放射線モニタリング結果とともに、放射性物質が健康に与える影響等について、科学的根拠に基づいた正確な情報を広く分かりやすく、かつ迅速に提供すること
さらに、子ども達やその保護者が正しい知識を身に付けることができるよう、放射線と健康に関する教育や広報を実施すること
- (3) 現在、全国の多くの原子炉が定期検査等の理由により停止中であり、今後、順次定期検査に入る原子炉もあるという状況を踏まえ、日本全体及び各地域の電力需給の定量的な見通しについて、国が責任を持って、国民全体に明確に示すこと

《経済産業省》《文部科学省》《内閣府》《原子力安全委員会》

3 被害の復旧、復興に関すること

- (1) 放射性物質による環境汚染に関して、国が示した放射線管理基準上の安全確保や住民の不安解消が図られるよう、国の責任において、家屋、土壌、学校校庭等から放射性物質を除去・低減する対策を早急に講じること

また、住民が長期にわたり平時より高い放射線を浴びることが想定されることから、被ばく低減方策を科学的根拠に基づいた明確な基準をもって示すとともに、住民の健康管理に関する長期的な対策を講じること

- (2) 放置された家畜の死骸、ガレキ等、放射性物質に汚染された廃棄物の処理・処分については、国の責任において明確な処理基準を設定するなど、制度の整備に努めるとともに、処分費用の確保を含め、迅速かつ適切に対応すること

- (3) 自主的な避難も含め、原子力災害により避難を余儀なくされている住民が、一日も早く自宅に戻り、元の生活を取り戻せるよう、住宅対策や生活資金の手当てのほか、二重ローン対策、雇用の維持、就労支援、事業活動支援などの、避難住民に対する支援措置について、国の責任において確実に実施すること

また、避難住民等に対し、地震及び津波の被害世帯と同様に、非課税、減免、その他の地方税の特別措置を講じるとともに、地方税の減収を踏まえ、各種交付金等により、原子力災害からの復旧・復興の財源確保のための措置を講じること

- (4) 農林水産業、商工業、観光関連産業の早急な復旧・復興に向けて、基盤施設の復旧や事業継続に必要な資金支援など、ハード・ソフト両面にわたる強力な支援措置を講じること

- (5) 原子力災害により、行政機能の一時的な地域外移転を余儀なくされている自治体の行政機能の復旧について、国の責任において確実に実施すること

- (6) これらの復旧・復興への対応に当たっては、法改正や特別立法等も視野に置き、抜本的で十分な対策を講じること

《経済産業省》《文部科学省》《総務省》《厚生労働省》《農林水産省》《国土交通省》《環境省》

4 損害賠償等に関すること

- (1) 長期的な視点に基づき、今後明らかになってくる被害に対する賠償を含め、原子力災害に対しては、国及び事業者の責任により、全面的な損害賠償を実施すること
また、対象者に対する仮払金の速やかな支払いを含め、適切かつ確実な補償が速やかに行われるよう、国が責任を持って、被災者や被災自治体の側に立った制度を構築すること
- (2) 風評被害が発生した場合は、幅広く補償がなされるよう、国の責任において、対象の把握や基準の制定等、適切な措置を速やかに講ずるとともに、その補償財源の確保に努めること
- (3) 速やかで幅広い救済を両立させるため、損害の範囲等を定める指針については、段階的に順次策定していくとともに、その時期を明確にすること

《経済産業省》《文部科学省》

5 風評被害の防止等に関すること

- (1) 広範囲に放射性物質が放出されたことで、国民の間に農林水産物等や加工食品への不安が見受けられることから、国として、環境放射線モニタリングを強化し、測定結果やその評価を速やかに公開すること
また、風評被害を未然に防止するため、農林水産物加工品などに対する取扱基準や商取引における放射線量のガイドラインを明らかにするなど、最大限の対策を実施すること
- (2) 風評被害の払拭や防止には、的確かつ継続的な情報発信を行うことが極めて有効であることから、国内外に対し、放射性物質の検査数値及びその結果に基づく評価を継続的に公表すること
特に、落ち込みの激しい海外からの観光客誘致の推進や食品及び工業品輸出の通常化に向けて、安全であることを保証するための体制づくりを進め、日本の国際的な信用・信頼の確保に努めること
- (3) 原子力災害の被災住民に対する偏見、不当な扱い、財産への侵害等が生じていることから、こうした人権侵害等に対する徹底的な対策を国の責任において講じること

《経済産業省》《文部科学省》《法務省》《外務省》《農林水産省》《国土交通省》

6 原子力施設の安全対策に関すること

- (1) 国は、去る3月30日に事業者に指示した「緊急安全対策」についての確認・評価を踏まえ、現在運転中の原子力発電所の運転継続や起動を控えている発電所の運転再開に支障はないとしているが、浜岡原子力発電所についてのみ運転停止要請をしたこととの整合性を含め、安全基準などの判断根拠を、国が責任を持って、立地及び周辺自治体に具体的に示すとともに、国民に説明すること
- (2) 福島第一原子力発電所の事故原因について、「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」において徹底した調査と検証を行い、その情報について、国民の前に明らかにするとともに、その検証結果を踏まえ、立地地点の特性を十分に考慮した安全審査指針など、安全基準の見直しをはじめとした安全対策全体の総点検を行うこと
- また、地震、津波の影響はもとより、高経年化やMOX燃料の使用などの影響も含め、様々な角度から詳細な解析・評価を行い、水素爆発防止策、燃料プールの構造・管理方法の改善策などの具体的な安全対策について、抜本的な対策を検討・実施すること
- (3) 建設中で稼働していない各原子力施設についても、安全性の確認を行うとともに、福島第一原子力発電所の事故原因の解析に伴い、今後、新たな知見が得られた際には、速やかに、各原子力施設の安全性確認に反映させること
- また、その内容について、国が責任を持って、立地及び周辺自治体に具体的に示すとともに、国民に説明すること

《経済産業省》《内閣府》《原子力安全委員会》

7 原子力防災体制の強化に関すること

- (1) 今回の事故では、オフサイトセンターが機能不全となり、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)からの情報が得られないなど、これまでの原子力防災に関する考え方では対応できない事態が発生したことから、事故の想定、EPZの見直し、オフサイトセンターの代替施設、モニタリングセンター汚染検査・除染室などの防災対策施設のあり方、加えて、複合災害の想定など、防災指針の見直しを早急に行い、速やかに原子力防災対策を強化すること

- (2) 今回の事故における避難区域等が、どのような根拠に基づき設定されたのか、関係自治体へ早急に説明するなど、関係道県・市町村が行う地域防災計画の見直しに対して協力・支援を行うとともに、県をまたがった広域避難や行政機能の移転等の課題に対しても対応できるよう、国が前面に立った防災体制を構築すること
- (3) 多数の住民が迅速かつ確実に避難するための避難道路や万が一の際の初動活動を迅速に行うための道路について、国の負担を強化するなど、別枠で予算を確保したうえで、早急な整備・維持を図ること
- (4) SPEED Iについて、周辺地域をはじめ、全国で予測結果等が共有できるよう、情報提供を広域的に、迅速かつ透明性をもって行えるよう運用を見直すとともに、世界版SPEED I (WSPEED I)を常用システムとして整備し、予測機能の強化を図り、災害時等に予想される通信障害発生等に備えたバックアップ体制についても整備すること
- (5) 大規模な災害時に緊急に対応できるよう、国は、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療等の原子力防災対策に必要な資機材等について網羅的に整理し、必要なものから整備・備蓄すること

また、国として、災害発生時に速やかに対応できる体制の整備、実践的な経験・専門的知識を有する要員の養成等、自治体を支援するための体制を構築すること

《経済産業省》《文部科学省》《内閣府》《原子力安全委員会》《総務省》《国土交通省》

8 原子力安全規制体制の強化に関すること

- (1) 今回の事故に係る分析・検証結果を踏まえ、原子力安全行政の客観性と信頼性を高めるため、原子力安全・保安院を経済産業省から分離するとともに、原子力安全委員会を含めた国の安全規制体制のあり方を見直すこと
また、各事業者の安全管理体制の充実が図られるよう、国の指導・監督体制を強化するとともに、規制・監督の実を上げるための人事管理の在り方や人材の育成について、検討を行うこと
- (2) 今回の事態を踏まえ、これまで、問題が起こる度にその都度改正を重ねてきた原子力安全規制に関する現行の法制度について、抜本的な見直しを行い、国民の安全・安心により重点を置いた法制度を整備すること

《経済産業省》《文部科学省》《内閣府》《原子力安全委員会》

原子力発電の安全確保に関する要請項目省庁別一覧

要 請 項 目 / 要 請 省 庁	内閣官房	経済産業省	文部科学省	内閣府	原子力安全 委員会	総務省	法務省	外務省	厚生労働省	農林水産省	国土交通省	環境省
1 事態の収束に関する事	○	○	○	○	○							
2 情報公開及び説明責任に関する事		○	○	○	○							
3 被害の復旧、復興に関する事		○	○	○	○	○			○	○	○	○
4 損害賠償等に関する事		○	○									
5 風評被害の防止等に関する事		○	○				○	○		○	○	
6 原子力施設の安全対策に関する事		○		○	○							
7 原子力防災体制の強化に関する事		○	○	○	○	○					○	
8 原子力安全規制体制の強化に関する事		○	○	○	○							

(全8項目)